

一般社団法人ワールドスケートジャパン 旅費規程

第 1 章 総 則

- 第 1 条 この規程は、一般社団法人ワールドスケートジャパン（以下「本連盟」という）定款第 1 4 章 第 6 2 条により、旅費規程を定める。
- 第 2 条 この規程は、本連盟役員および事務局職員等の出張の旅費について次のとおり定める。
- 第 3 条 旅費は、最も経済的な通常の経路により計算する。但し、天災地変、交通事故等のやむを得ない事情によって経路を変更した場合は、実際に通過した経路による。
- 第 4 条 旅行日数は、前項の規程による経路によって必要と認められる日数により算出する。
- 第 5 条 特別の事由があり、必要と認められたとき、本規程によって算出した旅費支給額に増額または実費を追加支給することができる。
- 第 6 条 都合により打ち切り、旅費を支給することができる。

第 2 章 国内出張

- 第 7 条 国内出張の旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、および宿泊料とする。
- 第 8 条 鉄道賃および船賃は次の各号により支給する。
(1) 新幹線の場合 片道 100km以上
(2) 特別急行の場合 片道 70km以上
(3) 普通急行の場合 片道 50km以上
但し、必要と認められたときは、当該キロ数によらず実費を支給することができる。船賃は乗船に要する旅客運賃を支給する。
- 第 9 条 緊急、あるいは特別の事由があると認められた場合は、航空機を交通機関として使用し、その実費を支給することができる。
- 第 10 条 車賃は次の各号により支給する。
(1) 電車・バスを利用するものとしてその実費
(2) タクシーは止を得ない事由がある場合にかぎり、これに要した実費
- 第 11 条 東京都内（島を除く）および片道 100km 未満の出張の場合は、旅費として鉄道賃・船賃・車賃の実費を支給する。
- 第 12 条 日当は旅行中の日数に応じて次の各号により支給することができる。
(1) 1 週間以内 1 日 5,000 円以内

(2) 1週間以上 1日 10,000円以内
但し、片道50km未満の日帰り出張の場合は、日当は支給しない。

第13条 宿泊費は宿泊が必要と認められたとき、その実費を支給することができる。

第14条 宿泊費は次のとおりとする。

(1) 1泊(朝食付き) 12,000円以内
但し、特別の事由があると認められた場合は、これに要した実費を支給することができる。

第3章 国際出張

第13条 国際出張の旅費は、航空賃、鉄道賃、船賃、車賃、日当、および宿泊料とする。

第14条 交通費は航空賃と、その他必要と認められた交通機関の実費を支給することができる。

第15条 日当は出張に応じて支給することができる。

第16条 宿泊費については出張先の連盟または協会等の指定ホテルを原則とする。
但し、特別の事由があると認められた場合は、これに要した実費を支給することができる。

第4章 本規程の変更

第17条 本規程は、理事会に諮り、社員総会の議決により変更することができる。

付 則

1. この規程は平成8年4月1日より之を施行する。
1. この規程は平成18年4月1日より之を改正実施する。
1. この規程は平成23年5月14日之を改正実施する。
1. この規程は平成30年5月12日之を改正実施する。
1. この規程は令和元年9月1日之を改正実施する。